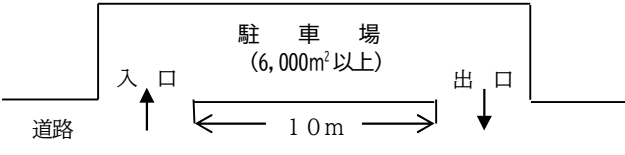
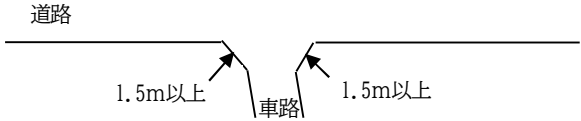
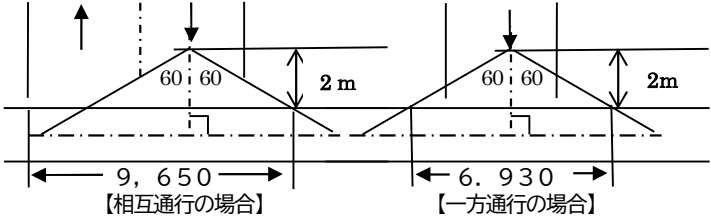
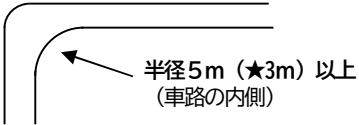
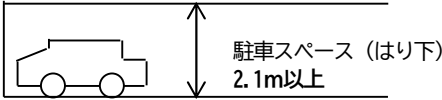


路外駐車場の構造及び設備並びに届出に関するチェックリスト

提出年月日	年 月 日	提出区分	新規・変更
供用開始予定	年 月 日	前回提出年月日（変更の場合）	年 月 日
駐車場の名称			
駐車場の位置			
駐車場管理者			
住 所			
区域の面積	m ²	構 造	備 考
駐車場の用に供する部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
建築物である部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
建築物でない部分の面積・駐車台数	(二輪) m ²		(二輪) 台
届出の対象となる路外駐車場	1 道路の路面外に設置される駐車のための施設であって、一般公共の用に供され、かつ、駐車場の用に供する部分の面積が500m ² 以上であるもの		駐車場法の技術基準の遵守必要
	2 1に該当するもののうち、都市計画区域内に設置され、料金を徴収するもの		駐車場法第12条等の届出が必要

根拠法令等	法令の規定による設備の基準	判定	備考
設置届出書 法第12条	① 設置届出書（鏡の部分） 各2部 ② 地形図（案内図） ③ 平面図 a 路外駐車場の区域 b 路外駐車場の自動車の出口・入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。） c 路外駐車場の付近の道路ならびにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に規定する道路の部分（バス停、横断歩道、交差点等）、橋およびトンネル ④ 建築物である路外駐車場の場合 縮尺1／200以上 a 各階平面図 b 立面図および断面図（各々2面以上） c 詳細図（屈曲部、傾斜部） d 照度計算書（令第13条） e 換気計算書（令第12条） ・ 設計者の氏名・住所・電話番号を位置図（右下すみ）に記載	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
管理規定届出書 法第13条第1項	① 管理規定届出書（鏡の部分） 2部 ② 管理規定 ・ 路外駐車場の名称、管理者の氏名および住所 ・ 休業日、供用時間開始・終了の時刻を定めている ・ 駐車料金の額は、確定額をもって定めている ・ 駐車する自動車の滅失・損傷に係る損害賠償条項あり ・ 構造上駐車することのできない自動車 ・ 駐車場の業務に付帯して行う燃料販売等の業務の概要 ③ 定期（月極）駐車契約書（定期契約部分がある場合） 2部	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
所轄警察署協議	所轄の警察署との協議が完了している。（交差点の側端又はそこから5m以内の道路の部分、トンネル、橋に出入口を設ける場合） （平成 年 月 日 警察署 課 と打合せ済み）	合・否	
出口・入口 施行令第7条	1 以下に掲げる道路の部分に出入口を設けてはならない。 （1） 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネル （2） 交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分 （3） 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分 （4） 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 （5） 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	

出口・入口 施行令第7条	所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分 (6) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分 (7) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分 (8) 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。) (9) 橋 (10) 幅員が6m未満の道路 (11) 縦断勾配が10%を超える道路 ※ 令第7条2項により国土交通大臣が認める場合の緩和規定あり 2 前面道路が2つ以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。 3 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の場合、出口と入口を分離し、かつそれらの間隔を道路に沿って10m以上とする。  ※ 前面道路に中央分離帯等がある場合は、この限りではない 4 出口または入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをしなければならない。この場合において、切取線と自動車車路の角度および切取線と道路の角度を等しくし、切取線長は1.5m以上とする。  5 出口の構造は、当該出口から2m（★1.3m）後退した車路の中心線上、1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右をそれぞれ60度以上の範囲内において、歩行者を確認できること。 	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	
車路 施行令第8条 基準法第2条第1号	1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。 2 幅員は、5.5m（★3.5m）以上、一方通行の場合は、3.5m（★2.25m）（当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にあつては2.75m（★1.75m））以上であること。 3 はり下の高さは、2.3m以上であること。（建築物の場合） 4 屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。）は、5m（★3m）以上の内側の半径で回転できる構造であること。 （建築物の場合）  5 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。（建築物の場合） 6 傾斜部の縦断勾配は、粗面または滑りにくい材料で仕上げること。（建築物の場合）	合・否 合・否 合・否 合・否 合・否 合・否	

車室の高さ 施行令第9条	駐車スペースにおけるはり下の高さ 2.1m以上。 (建築物の場合)  駐車スペース (はり下) 2.1m以上	合・否	
避難階段 施行令第10条	直接地上へ通ずる出入口のない階には、建築基準法施行令第123条第1項もしくは第2項に規定する避難階段またはこれに代る設備を設ける。(建築物の場合)	合・否	
防火区画 施行令第11条	給油所その他火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画する。(建築物の場合)	合・否	
換気装置 施行令第12条	内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設ける。ただし、窓その他開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であればよい。(建築物の場合)	合・否	
照明装置 施行令第13条	車路の路面10ルクス以上、駐車部分の床面2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設ける。(建築物の場合)	合・否	
警報装置 施行令第14条	自動車の出入および道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設ける。(建築物の場合)	合・否	
特殊の装置 施行令第15条	予想しない特殊な装置をつける場合は、国土交通大臣の認定が必要。 ※この節(第2章第1節構造及び設備の基準)の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造または設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	合・否	
供用時間・駐車 料金の明示 施行令第17条	利用しようとする者の見やすい場所に供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。	合・否	
駐車ますの 寸法 道路構造令解説	駐車ますは、奥行5.0m以上、幅2.3m以上(標準2.5m) ※ 特定路外駐車場(バリアフリー新法第2条)の場合は、幅3.5m以上(1ます以上) ※ 附置義務駐車施設(駐車場法第20条及び第20条の2)の場合は、各自治体の条例で規定した寸法とする。	合・否	

★の数値について

出口に関して：専ら特定自動二輪車に係る部分（駒止等により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る）

車路に関して：自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車に係る部分である。